令和元年7月19日 飯塚市告示第82号

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、飯塚市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動内容)

- 第2条 協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。
  - (1) 国際交流推進に関する活動
  - (2) 商工業の振興に関する活動
  - (3) 観光の振興に関する活動
  - (4) 地域活性化に関する活動
  - (5) 農林業の振興に関する活動
  - (6) その他市長が認める活動

(市の役割)

- 第3条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次の各号に掲げることを行うものとする。
  - (1) 隊員の活動に関する総合調整
  - (2) 隊員の活動に関する住民への周知
  - (3) 隊員の研修及び隊員相互の交流
  - (4) 隊員の活動終了後の定住支援
  - (5) その他隊員の円滑な活動に必要なこと。

(隊員の要件)

- 第4条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する者であって、隊員に委嘱された後、速やかに本市へ住民票を移動させることが確実なもの又は他の地方公共団体において隊員として2年以上活動した経験があり、その解嘱から1年以内の者であって、隊員として活動する期間中、本市に住所を有することが確実なもの
  - (2) 心身共に健康で地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる者

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 普通自動車運転免許を有している者
- (5) その他市長が必要と認める資格及び要件を有する者

(隊員の身分)

第5条 隊員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の職員とする。

(委嘱期間)

- 第6条 隊員の委嘱期間は、1年を超えない範囲において、市長が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、隊員の活動実績等を考慮し、継続して委嘱する必要があると市長が認めたときは、その委嘱を更新(再度委嘱する場合を含む。以下同じ。)することができる。
- 3 前2項の規定による隊員の委嘱期間は、通算して3年を超えてはならない。 (報酬等)
- 第7条 隊員の報酬の額は、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第40号)に定めるところによる。
- 2 隊員の住居は、市が借り上げた住宅とする。
- 3 隊員が第2条に規定する活動又は研修のために旅行する場合には、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)に定めるところにより旅費を支給する。

(身分証明書の交付等)

第8条 隊員が活動するときは、常に身分証明書(様式第1号)を携帯し、関係人から 請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動に要する経費)

第9条 市長は、隊員の活動に関する必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(実績報告書)

第10条 隊員は、毎年度末までに当該年度の職務に関し、支援活動実績報告書(様式 第2号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(服務)

- 第11条 隊員は、この告示その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公正に遂 行しなければならない。
- 2 隊員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (解嘱)

- 第12条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間 にかかわらず委嘱を解くことができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、所属長の指示に従わないとき。
  - (2) 隊員として不信行為又は市の信用を著しく失墜させるような行為があったとき。
  - (3) 疾病又は心身の故障のため、職務遂行が困難であると認められるとき。
  - (4) 自己都合等により解嘱することがやむを得ないと認められたとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

写真

正面、脱帽にて

3 か月以内に撮

影したもの

(表)

身分証明書

**氏** 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、飯塚市地域おこし協力隊設置要綱第1条に規定する 飯塚市地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。

有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

飯塚市長 印

添付写真は、横30×縦40ミリメートルとする。

105 ミリメートル

(裏)

## 注意事項

- 1 この証明書は、隊員活動を遂行するときは、常に携帯し、関係者から 請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更して はならない。
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なけ ればならない。
- 4 この証明書は、解嘱されたときは、直ちに市長に返還しなければなら ない。

74

(宛先)飯塚市長

飯塚市地域おこし協力隊

隊員

印

## 支援活動実績報告書

次のとおり支援活動を実施したので報告します。

事 業 名	飯塚市地域おこし支援事業					
実施期間	年	月	日から	年	月	日まで
支援活動の目的						
支援活動の内容						
支援活動に対する 今後の課題						